

29 琴情答申第2号
平成29年12月19日

琴平町長 小野 正人 様

琴平町情報公開審査会
会長 石合 由明



答 申 書

貴職からの以下質問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

質問事項

実施機関 琴平町長（観光商工課）

質問日 平成29年11月13日（29琴觀商発第80号）

事件名 平成29年8月18日付け29年琴觀商発第41号文書による非公開決定に関する件

第1 審査会の結論

実施機関が、平成29年8月18日付けで行政文書不存在のため非公開とした判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、琴平町情報公開条例（平成18年琴平町条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年8月6日付けで、次の内容の行政文書（以下「本件対象文書」という。）の公開請求（以下、「本件請求」という。）を行った。

（1） 琴平町長作成の平成29年7月31日付29琴觀商33号文書の別紙2「該当する文書」欄の「智光院温泉源の購入経費案」記載の次の業者から提出された各見積書に関する仕様書の全部及び各起案文書の全部

- ① 田村ボーリングから提出された温泉源開発調査の見積書に係る仕様書等
- ② 田村ぼ（原文ママ）ーリングから提出された温泉源泉ボーリング工事の見積書に係る仕様書等
- ③ 四国建設工業から提出されたポンプ小屋新築工事の見積書に係る仕様書等
- ④ 清水アクアシステムから提出された屋上タンクの見積書に係る仕様書等

- (2) 上記(1)の①及び②の見積書の「施行場所」欄記載の「琴平町地内」の具体的場所の分かる文書
- (3) 上記(1)の「智光院温泉源の購入経費案」記載の「山林 7248 m²」について「購入不可」としている理由の分かる文書
- (4) 琴平町長作成の平成 29 年 7 月 31 日付 29 琴観商発 33 号文書により開示した次の①の「不動産鑑定評価書」の記載中、鑑定評価の条件として「温泉権については評価対象外とした」とする琴平町が指示をした内容・理由の分かる文書、及び、次の②の対象土地について鑑定評価をした理由の分かる一切の文書
 - ① 善通寺市大麻町字上ノ村山 2736 番 29 鉱泉地（公募は宅地） 58,36 m²
 - ② 善通寺市大麻長字上ノ村山 2736 番 31 山林 7248 m²

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成 29 年 8 月 18 日付けで行政文書不存在のため非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 29 年 8 月 24 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求の内容等

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象文書の公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、提出された審査請求書及び反論書を要約すると、概ね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、全部開示をする必要がある。
- (2) 2,457 万円の大工事を行う場合に、仕様書を作成しないことはあり得ない。見積金額の妥当性を判断するためにも、仕様書は必ず作成するはずである。
- (3) 見積書内の「施行場所」の具体的場所が分からなければ、見積書を作成することはできないため、施工場所の具体的場所が分かる文書が存在しないことはあり得ない。

第 4 実施機関の説明の要旨

本件処分に関する実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、実施機関の説明は概ね以下のとおりである。

1 本件処分の理由

(1) 仕様書

琴平町長は、善通寺市大麻町字上ノ村山 2736 番 29（以下「本件土地」という。）の

購入金額の算定方法として、同様の不動産を購入すると仮定した場合に必要な金額を再度計算し算定する原価法を採用した。

そして、業者に見積書を作らせるにあたっては、仕様書を作成する代わりに、本件土地に現に存在する建物・設備品の価格、本件土地を仮に琴平町内で掘削した場合にかかる経費等を、現場で業者に口頭説明して見積もらせた。

よって、本件対象文書に該当する仕様書は作成しておらず、存在しない。

(2) 「施工場所」の分かる文書

本件土地は、購入時に既に掘削された状態であったため、琴平町が実際に業者に発注し掘削させたものではない。既に掘削された状態の本件土地に価値を計算するためには、仮に琴平町内で同様の土地の掘削をした場合にかかる費用を計算する必要があった。そのため、「施工場所」欄記載の「琴平町地内」という記載は便宜上記載したものにすぎず、特定の場所を示すものではないから、具体的場所の分かる文書も存在しない。

(3) その他の文書

本件対象文書のうち(1)・(2)以外の文書についても作成しておらず、書庫等で探すも、関係する文書は見当たらなかった。

2 結論

本件対象文書は、作成しておらず、不存在である。

第5 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び実施機関の主張によれば、審査請求人が公開を求めている文書は、本件対象文書のうち仕様書及び見積書内記載の施行場所の具体的場所の分かる文書であるため、それらの文書の存在の有無について、以下に検討する。

2 本件対象文書の有無について

(1) 判断基準

情報公開条例に基づく公開請求において、行政文書が不存在として非公開決定がなされた場合には、実施機関が請求された行政文書を作成した事実が明らかに認められる場合又はその作成が例規上義務付けられている場合を別にすると、当該不存在の事実を前提にして判断せざるを得ない。そして、具体的な事案の処理に当たってどの範囲でいかなる文書を作成すべきかについては、実施機関の裁量の範囲を著しく逸脱していると判断される場合は別として、基本的に実施機関の合理的裁量に委ねられている（平成26年4月9日付け岡山市情報公開及び個人情報保護審査会答申（岡情審査第2号）参照）。

(2) 仕様書について

実施機関は、本件土地を購入する際に、本件土地の温泉源としての価値を算定するため、温泉源開発調査、温泉源泉ボーリング工事、ポンプ小屋新築工事、屋上タ

ンクの価格について、各業者に見積書を作成させた。

確かに、審査請求人の主張するとおり、温泉源開発調査については 4,210,500 円、温泉源泉ボーリング工事については、24,570,000 円、ポンプ小屋新築工事については 3,171,000 円、屋上タンクについては 1,925,700 円であり、多額の見積に際して仕様書を作成しないことは不自然である。

しかし、本件土地は、実施機関が購入する時点で既に温泉源として使用するために必要な設備、掘削等が整っており、実施機関が各業者に見積もらせたのは、新たに工事等を行うためではなく既に存在する本件土地の温泉源としての価値を把握するためのものである。このような場合は、仕様書を作成しなくとも、本件土地の現状を現場で確認させることで、見積書を作成させることは可能であったといえる。よって、実施機関が仕様書を作成しなかった事情も理解でき、実施機関が仕様書を作成した事実が明らかに認められるとはいえない。

また、琴平町契約規則（平成 24 年琴平町規則第 1 号）その他の琴平町の例規において、本件のような不動産の価値を把握するために各業者に見積書を作成させる場合に仕様書の作成が義務付けられていることも認められない。

以上から、本件対象文書が不存在であることを前提に本件決定の当否を判断せざるを得ず、その不存在の事実を前提に判断すると、本件処分に違法・不当な点は認められない。情報公開審査会において、実施機関から仕様書を作成しなかった理由の説明を受けたが、当該説明が不自然・不合理であるとは認められず、審査請求人からこれを覆すに足りる具体的な根拠も示されておらず、裁量の範囲を著しく逸脱していると判断することもできない。

(3) 施工場所の具体的場所が分かる文書について

実施機関が業者に作成させた見積書のうち、温泉源開発調査及び温泉源泉ボーリング工事に関する見積書（両者とも同一の業者が作成）における「施工場所」欄に「琴平町地内」との記載がある。

確かに、審査請求人の主張するとおり、施工場所が特定されなければ正確な見積はできず、具体的場所の分かる文書が存在しないのは不自然である。

しかし、前述のとおり本件における見積書は、実際に工事等を行うためのものではなく、本件土地の価値を把握するために作成されたものである。具体的場所は口頭により説明することで見積書は作成できる。よって、実施機関が施工場所の具体的場所が分かる文書を作成していない事情も理解でき、実施機関が当該文書を作成した事実が明らかに認められるとはいえない。

また、琴平町契約規則（平成 24 年琴平町規則第 1 号）その他の琴平町の例規において、本件のような不動産の価値を把握するために各業者に見積書を作成させる場合の仕様書に記載されている施工場所に関して、それが分かる文書の作成が義務付けられていることも認められない。

よって、本件対象文書が不存在であることを前提に本件決定の当否を判断せざるを得ず、その不存在の事実を前提に判断すると、本件処分に違法・不当な点は認められない。情報公開審査会において実施機関が仕様書を作成しなかったことについて、実施機関から説明を受けたが、当該説明が不自然・不合理であるとは認められず、審査請求人からこれを覆すに足りる具体的な根拠も示されておらず、裁量の範囲を著しく逸脱していると判断することもできない。

(4) その他の文書

その他の本件対象文書についても、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させた。しかしながら、実施機関が、観光商工課事務室その他書庫に保管する書類を探索したが、本件対象文書は見当たらなかった。また、実施機関が行った本件対象文書の探索の方法及び範囲に特段の問題はなかった。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、反論書において、その他縷々説明するが、いずれも情報公開に直接関係するものではなく、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の意見

当審査会は、上記のように結論としては本件処分に誤りは認められないとする判断に至ったものである。

しかし、審査請求人が審査請求書及び反論書で指摘するように、多額の契約を締結するような重要な手続において、関係する書類を作成しないということは、地方公共団体が行う事務としては、不自然であり、遺憾である。

また、仕様書に施工場所として記載されている「琴平町地内」という記載について、本件土地の住所が実際は善通寺市地内であり琴平町地内ではないことから、誤解を招く記載であったといえる。

今後、実施機関においては、重要な契約その他事務手続において、可能な限り文書により記録を残し、当該事務について住民等に説明できるよう、より丁寧かつ適正な事務手続きを行うよう付言する。

第7 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査・審議を行った。

- (1) 平成29年11月13日 諒問(29琴観商発第80号)の受理
- (2) 同月29日 審議

以上